

## ウズラに係る狩猟鳥獣の指定の解除等について

## 1. 狩猟鳥獣の指定の解除について

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条関係)

平成24年8月28日に公表された環境省第4次レッドリストにおいて、絶滅危惧Ⅱ類とされたウズラについて、鳥獣の保護を図るための事業を行うための基本的な指針(平成23年9月5日環境省告示第59号)で示す狩猟鳥獣の対象種に合致しなくなったと考えられることから、狩猟鳥獣の指定を解除する。

(狩猟鳥獣の対象種)

以下の1)及び2)に該当する鳥獣として、法第2条第3項に基づき定めるものとする。

1) 次のア又はイのいずれかに該当する鳥獣とする。

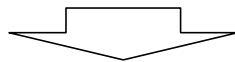
ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、かつ、一般的に狩猟の対象となり得るものとしてその捕獲等による個体数の抑制が期待できるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合に、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

< 現行 >

※ 狩猟鳥獣 49種 (鳥類 29種、獣類 20種)



< 指定解除後 >

ウズラを解除

※ 狩猟鳥獣 48種 (鳥類 28種、獣類 20種)

## 2. 対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除について

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第10条第1項関係)

ウズラについては、生息環境の悪化等により分布域が減少していること等を踏まえ、狩猟鳥獣の保護の見地から、平成19年以降一時的な狩猟禁止措置を行っている。

ウズラに係る狩猟鳥獣の指定を解除することに伴い、当該禁止措置を解除する。

<現行>

### ウズラに係る捕獲等の禁止

- ・ 禁止する区域は全国(ウズラの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く。)
- ・ 禁止期間は平成24年9月15日から平成29年9月14日



<解除後>

※ 捕獲等の禁止の解除

## 3. 今後のスケジュール (予定)

平成25年5月15日	中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会への諮問
平成25年6月下旬	本件に係る改正省令の公布
平成25年9月15日	本件に係る改正省令の施行